



島根県報

令和7年9月9日（火）

第 6 5 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定 (") 2

保安林予定森林（3件） (森林整備課) 2

保安林の指定 (") 4

【正 誤】

令和7年5月2日付け島根県報第613号中 (障がい福祉課) 4

告 示

島根県告示第500号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和7年9月9日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ヒカリエ	特定施設入居者生活介護	ウェルライフ三刀屋	雲南市三刀屋町下熊谷1675 － 2	令和7年9月1日
	介護予防特定施設入居者生活介護			

島根県告示第501号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和7年9月9日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社かすみコーポレーション	介護予防特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホーム月山	安来市広瀬町広瀬680－1	令和7年9月1日

島根県告示第502号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年9月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町田津598－1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第503号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年9月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町阿須那2297、2299（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第504号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年9月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町頓原2748-2、2766-1、2791、2792

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

頓原2748-2・2766-1・2792（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第505号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年9月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町一窪田字西谷658-3、658-6、659-内1、659-1、659-2、663-2、3366-1、3368-内1、3368-4、3369、3370、3372から3375まで、3373-内1、3375-3、字西谷道上へ660、字西谷奥661、661-内1、661-内2、661-続1、662、662-続1から662-続3まで、字宮ノ向3361、字朝倉3403-1から3403-3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西谷658-6、659-2、658-3・659-内1・659-1・3366-1・3368-内1・3368-4・3375-3・字西谷道上へ660・字宮ノ向3361(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

正 誤

令和7年5月2日付け島根県報第613号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から13	経路	経路(